

船舶事故調査報告書

平成23年7月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 石川 敏行
 委員 根本 美奈

事故種類	火災
発生日時	平成23年1月11日 21時30分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼南東方沖 喜屋武埼灯台から真方位135° 740km付近 （概位 北緯21° 6.0′ 東経132° 8.0′）
事故調査の経過	平成23年1月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八国真丸、19.96トン ON2-0299（漁船登録番号）、個人所有 14.92（Lr）m×3.62m×1.52m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和54年4月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年9月14日 免許証交付日 平成22年8月10日 （平成27年12月18日まで有効） 機関長 男性 69歳 六級海技士（機関）内燃 免許年月日 昭和55年7月30日 免状交付年月日 平成5年5月7日 免状有効期間満了日 平成10年5月6日
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、喜屋武埼南東方沖の漁場を、主機回転数毎分900として対地速力約7.0ノットで移動中、平成23年1月11日21時20分ごろ、機関室にいた機関長が、主機の過給機から異音を聞くと同時に白煙を認め、操舵室に赴き、主機の回転を下げさせたが、21時30分ごろ、喜屋武埼灯台から真方位135° 740km付近において、突然主機が停止するとともに過給機から白煙と炎が噴出し始めた。 本船は、主機の停止と同時に直結の定周波発電機も停止し、船内の電源を失い、直流24Vの非常灯のみが点灯する状況となった。 機関長は、操舵室に備えられていた小型船舶用粉末消火器をもって機関

	<p>室の入口に赴き、消火しようとしたものの、既に機関室は大量の黒煙と炎で充満しており、消火活動を行うこともできなかった。</p> <p>船長は、船体に炎が燃え広がったので22時00分ごろ全員退船を決定し、衛星電話を携帯して乗組員と共に救命いかだに乗り込み、22時30分ごろ、所属漁協を通じて海上保安庁に救助要請の連絡を行った。</p> <p>乗組員全員は、翌12日02時11分ごろ、海上保安庁の航空機に発見され、07時15分ごろ、海上自衛隊の飛行艇に救助された。</p> <p>その後、本船は、10時30分ごろ、沈没した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>操舵室及び機関室の当直者以外の乗組員（船長も含む）は、本事故時には仮眠していた。</p> <p>機関室の火災は、2分ないし3分間ぐらいで一気に燃え広がった。</p> <p>本船には、火災の探知器及び警報器が備えられていなかった。</p> <p>本船は、本事故時、燃料油（A重油）が25～35kl残っていた。</p> <p>本船備付けの小型船舶用粉末消火器は、操舵室、船員室及び厨房に各1本が、機関室に3～4本が備えられていた。</p> <p>過給機は、空冷式で、軸受けはフローティングメタルであり、3か月前に整備されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、喜屋武埼南東方沖を航行中、主機の過給機から出火し、機関室で火災が発生したものと考えられるが、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、喜屋武埼南東方沖を航行中、主機の過給機から出火したため、機関室が火災となったことにより発生したものと考えられる。</p>	